

日米地位協定の抜本的な改定を求める愛知県議会への意見書採択を成功させましょう！

山本みはぎ

6月13日、戦争をさせない1000人委員会あいちとあいち沖縄会議は、日米地位協定の抜本的改定を求める、愛知県議会への請願運動のスタート集会を、沖縄県知事公室基地対策課の方を講師に開催し、愛知県議会での「日米地位協定の抜本的改定を求める請願運動」を始めました。

日米地位協定は、日米安保条約第6条の米軍が日本の「施設及び区域を使用する」という規定に基づくもので、1960年6月の安保条約発効とともに国会承認がされたものです。具体的には、施設・区域の提供、米軍の管理権、日本国の租税等の適用除外、刑事裁判権、民事裁判権、日米両国の経費負担、日米合同委員会の設置等が定められています。

現状の日米地位協定は、あまりにも日本の主権が侵害されているもので、米軍基地に起因する、騒音問題や環境問題、在日米軍人等による、様々な事件・事故が発生し、とりわけ在日米軍機の70%が集中する沖縄では、人命や人権が侵害される事件・事故が後を絶ちません。そのたびに、日本政府に対し「日米地位協定の抜本的な改定」を求める動きが出ていますが、日本政府は運用の改善にとどめるのみで、抜本的な改定を求める声に一切応えていません。

2018年7月と2020年11月に、全国知事会で「日米地位協定の抜本的改正を求める意見書」の提言が出され、日米両政府に申し入れを行いました。この提言を受けて、全国の地方議会で、日米地位協定に関する意見書採択の動きが起こり、2020年9月までに全国9道府県、201の市町村議会で採択されています。地位協定が締結されてから、一度も改定されず、他国と比較しても著しく主権を侵害されている地位協定は、抜本的に改定されなければなりません。愛知県議会でも日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を提出することを求める請願運動をぜひ成功させましょう。

日米地位協定の問題点

そもそも、安保条約6条では「アメリカ合州国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」とし、米軍が望むところに基地ができる「全土基地方式」を取っています。

日米地位協定は、駐留する外国軍の地位を定めてもので、日米地位協定はその成立過程からみても極めて不平等なものになっています。

第3条では、「合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とあり、米軍基地内は「治外法権」となっています。国内で調達する、資材や備品などは租税が免除されています。

また、事件・事故が起きるたびに問題になる、裁判権は、「公務外の事件・事故の場合、裁判権は日本側にあるが、被疑者が米側に拘束された場合は、日本側が起訴するまで、引き続きその身柄を米側が拘束する。」となっており、「公務中」の事件・事故の一次裁判権は米軍側にあり、ほとんどが処分されていないという問題点があります。全国の検察庁が2001~18年に扱った米軍関係者の刑法犯8112人のうち、起訴猶予を含め7044人が不起訴処分とされ、このうち1174人が「公務中」という理由で不起訴となっています。(毎日新聞 20.5.3)

「公務外」の事件でも、深刻な問題が起きています。1995年に沖縄県で3人の米兵による少女強姦事件が起きましたが、「公務外」であったにもかかわらず、在日米軍は容疑者の身柄引き渡しを拒否ことから、「日米地位協定の見直し」を求める大きな運動になりました。この事件後、「殺人又は強姦という凶悪な犯罪に係る起訴前の拘禁の移転についての日本側からの要請に対し、米側は好意的な考慮を払う。」という「運用の改善」がはかられましたが、その後、起訴前の身柄引渡しは6件のみで殺人と強姦以外の犯罪で身柄引渡しが実現したケースはありません。

さらに、協定24条は、①日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、(中略)日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。②日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。」とされ、日本が支払うべきもの以外はアメリカが負担をすることになっています。しかし、実態は毎年2千億円もの「思いやり予算」で基地職員の労務費や基地内の光熱費など、私たちの税金が米軍駐留のために使われています。

さらに問題なのは、日米地位協定にはたくさんの

「密約」があることです。地位協定 25 条に、米軍基地の提供や返還、運用に関する事項を協議するために「日米合同委員会」の設置が決められています。毎月 2 回定例会が持たれているこの会議の内容は明らかにされていません。例えば、日米地位協定の 17 条裁判権は公務中は米軍側が裁判権を持ち、公務外は日本側が裁判権を持つ(ただし、身柄がアメリカ側にある時は日本側が起訴するまで身柄引き渡しはしない)となっていますが、1953 年の日米合同委員会で「日本にとって著しく重要と考えられる事例以外は裁判権を行使するつもりはない」とされています。戦後の重大な事件・事故で密約の下で、司法判断がされ犯罪自体が処罰されず、補償も全く不十分なまま処理された事例はたくさんあります。

全国知事会が、日米地位協定の抜本的改定の意見書を出したのは、米軍の垂直離着陸機 MV22オスプレイの配備の問題が背景にあります。2012 年 9 月沖縄県は、普天間基地へのオスプレイ配備反対で 10 万人以上の参加で配備反対を訴えました。開発段階から欠陥が指摘されているオスプレイは、沖縄だけでなく岩国や航空自衛隊も配備を計画しています。

日本の上空には 7 つの米軍の低空飛行訓練ルートがあると言われています。航空法が適応されていないため超低空での飛行訓練が行われています。オレンジルートがある四国の高知県では、2020 年の年間飛行回数が前年より倍増し、愛媛県では目撃件数が 3 倍近くになっています。過去に、高知県では 1994 年・早明浦ダム湖、99 年・土佐湾、2016 年・土佐清水沖、18 年・室戸沖と、4 度もの米軍機墜落事故が起きています。

環境問題も深刻で、昨年、普天間基地の消火設備から発がん性があると言われる、有機フッ素化合物 PFOS を含む泡消火剤 14 万 3 千リットル(ドラム缶 700 本分以上)が

大量に漏れ出し、住宅地に飛散した事件は記憶に新しいことです。PFOS は、国際条約で製造・私用が原則禁止され、国

内でも製造・輸入・使用が禁じられている物質です。米軍は、2016 年以降は訓練で使用せず厳格に管理していると説明してきました。この事故で、政府は、基地内に立ち入り調査をして米軍側から説明は受けましたが、原因究明や再発防止については積極的な関与をしていません。

諸外国の実態

沖縄県では、故翁長県政の下で、日米地位協定の問題点を明らかにするために、NATO、ドイツ、イタリア、ベルギーなど欧州各国や、韓国・フィリピンなどアメリカと結んでいる地位協定について調査をしています。紙面の都合で、詳細を記述はできませんが、5 力国の比較表にあるように、ドイツやイタリアなどでは、米軍に対し原則国内法を適用しています。

これは、各国政府国内で起きた事件・事故を契機にアメリカと交渉し改定してきたものです。

5 力国比較表 (地位協定、国内法、運用等)

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権明記無し	航空特例法等により規制できず	捜索等を行う権利を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記立入りパス支給	ドイツ側の承認が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下伊司令官常駐	イタリア側の承認が必要	イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の立入り権確保	自国軍よりも厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国英司令官常駐	英例による飛行禁止措置等明記	英国警察が現場を規制、捜索

日米地位協定によって、戦後 72 年も経て、日本は独立をしているにもかかわらず、外国軍が駐留し、しかも日本の法律の及ばない特権が許され、そのために私たちの財産や生命、権利が侵害されています。

前述したように、日米地位協定は成立から一度たりとも改定はされず、そればかりか米軍の有利なような密約が交わされ運用されています。住民の人権や生命・財産を守らず、主権を侵害されている属国と言っても過言ではありません。

基地被害が集中する沖縄はもちろん、「全土基地方式」の日米安保体制の下で、日本全国どこでも被害が起きる可能性があります。このような状況を戦後一貫して放置し続けた日本政府の責任は重大です。地域から、日米地位協定の抜本的な改正を求める声をさらに広げるために、愛知県議会での意見書採択を成功させましょう。

図表 2 本土における米軍機の低空飛行訓練ルート (エリア)

